

『殺傷犯捜査全書——理論と実務の詳解——』修正

本書 408 頁 28 行目から 409 頁 5 行目までにおいて、想定事例 3 に対する解答部分が編集・印刷の過程で欠落してしまったことによる不都合が生じたので、以下のとおり加筆修正いたします。

(4) 本件判決の検討

したがって、本件判決における被告人甲の刑責については、事後強盗罪と刑法 207 条を適用した結果としての傷害罪の成立が認められると考えるべきであり、両者は観念的競合であるといえよう。また、乙の刑責については、被告人甲野の事後強盗罪のうちの暴行の部分について別個に評価し、刑法 207 条が適用されることにより、乙にも傷害罪の成立が認められると考えるべきであろう。

4 事例の結論

これらを踏まえると、想定事例 3 においては、乙野には強盗傷人罪の成立は認められず、強盗罪と刑法 207 条の適用による傷害罪が成立し、両者は観念的競合になると考えられる。また、甲野には、刑法 207 条の適用による傷害罪が成立すると考えるべきである。

以上

『殺傷犯捜査全書——理論と実務の詳解——』修正

本書 672 頁項目 2, 第 2 段落において, 引用条文が編集・印刷の過程で欠落してしまったことによる不都合がございましたので, 以下のとおり修正いたします。

そして, 勾留請求書に記載すべき事項については, 刑訴規則 147 条 1 項で規定されており,

- 一 被疑者の氏名、年齢、職業及び住居
- 二 罪名、被疑事実の要旨及び被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
- 三 法第六十条第一項各号に定める事由
- 四 検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、その事由
- 五 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

との各事項を記載し, 更に, 提供しなければならない資料として求められるのは, 同規則 148 条 1 項で

- 一 その逮捕が逮捕状によるときは, 逮捕状請求書並びに逮捕の年月日時及び場所, 引致の年月日時, 送致する手続をした年月日時及び送致を受けた年月日時が記載されそれぞれその記載についての記名押印のある逮捕状
- 二 その逮捕が現行犯逮捕であるときは, 前号に規定する事項を記載した調書その他の書類
- 三 法に定める勾留の理由が存在することを認めるべき資料とされている。

以上